クラウドファンディングを活用した資金調達支援補助金要綱

制定：令和４年４月１日
北九州商工会議所

（通則）
第１条　クラウドファンディングを活用した資金調達支援補助金の交付については、この要綱の定めるところによる。

（定義）
第２条　この要綱において、使用する用語の意義は、文脈上別段の意味を有することが明らかな場合を除き、次に掲げるとおりとする。
（１）本事業　クラウドファンディングを活用した資金調達支援
（２）ＣＦ　　クラウドファンディング
（３）補助金　補助対象者が、ＣＦ仲介事業者のサービスを活用する際に支払う経費に対し、この要綱に定める上限等の範囲で北九州商工会議所が補助対象者に予算の範囲内で支払う補助金

（補助金交付の目的）
第３条　補助金は、補助対象者がＣＦ仲介事業者のサービスを活用する際に支払う経費の一部を支援することにより、北九州管内における事業所の新商品、サービス等の開発や販路開拓による持続化経営を促進することを目的とする。

（補助金の交付対象者）
第４条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める全ての要件に該当する中小企業者とする。
（１）北九州市内で事業を営んでいる方
（２）補助金申請までにＣＦ仲介事業者の審査を通過している方
（３）北九州商工会議所の会員事業所
２　前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する企業等は補助対象者としない。
（１）暴力団及び暴力団員
（２）役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
（６）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするた

めにこれらを利用している法人等

（７）前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

（ＣＦ仲介事業者）

第５条　ＣＦ仲介業者は、北九州商工会議所が選定した次の各号に掲げる事業者とする。

（１）株式会社マクアケ

（２）株式会社ＫＡＩＫＡ

（補助金の交付対象事業）

第６条　補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者がＣＦ仲介事業者において購入型のＣＦを利用し実施する、次の各号に掲げるものとする。

（１）新商品または新サービスの企画または開発に関する事業

（２）販路開拓に関する事業

（３）新たな分野への展開を行う事業

（４）その他　北九州商工会議所が補助金支給に相応しいと判断した事業

（補助金の交付対象経費）

第７条　補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、ＣＦによる資金調達に係るものであって、補助対象期間内に発生した次に掲げる経費とする。

（１）ＣＦ募集に係るプロジェクトページの制作委託費用

（２）補助事業の宣伝のために使用する文章、写真及び動画等の制作委託費用

（３）補助事業の広告費

（４）その他　北九州商工会議所が必要と認める費用

２　補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

（補助金の額等）

第８条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の２分の１以内の額で、10 万円を限度とする。

２　前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において、１回に限るものとする。

（補助金の対象期間）

第９条　補助対象期間は、ＣＦのプロジェクト開始日と同一年度の４月１日から、当該年度の１月末日までとする。

（補助金の交付申請）

第 10 条　補助金の交付を受けようとする者は、申請を必要な添付書類データを添えて、北九州商工会議所に行わなければならない。

（補助対象者の決定）
第 11 条　北九州商工会議所は、前条の規定による申請があったときは、受付を行い、補助対象者に通知するものとする。
2　北九州商工会議所は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）
第 12 条　補助対象者は、前条の決定内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の申請を取下げようとするときは、申請取下げを北九州商工会議所に行わなければならない。

（重複受給の禁止）
第 13 条　補助対象者は、本事業について複数の補助金等を受給することはできない。ただし、国、都道府県、区市町村の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

（支援事業の経理等）
第 14 条　補助対象者は、支援事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備えておかなければならない。
2　補助対象者は、前項の帳簿および証拠書類を支援事業の完了の日の属する年度の終了後５年間、北九州商工会議所の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（中止）
第 15 条　補助対象者は、プロジェクトを中止しようとするときは、中止報告を北九州商工会議所に行わなければならない。

（完了報告及び請求申請）
第 16 条　補助対象者は、経費の支払いが完了したときは、プロジェクト開始日を含む事業年度の１月末日までに、実績報告及び請求申請を北九州商工会議所に行わなければならない。

（補助金の額の確定及び支給の決定）
第 17 条　北九州商工会議所は、前条の報告及び請求申請を受けた場合には、報告内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定及び支給の決定を行い、補助対象者に通知する。

（補助金の支払）
第 18 条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定及び支給の決定をした後に支払うものとする。

（是正のための措置）
第 19 条　北九州商工会議所は、補助金対象プロジェクトが適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助対象者に命ずることができる。

（支援決定の取消し等）
第 20 条　北九州商工会議所は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、第 11 条第１項の支援決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。
（１）偽り、隠匿その他不正の手段により補助金申請の決定を受けたとき。
（２）補助金を他の用途に使用したとき。
（３）福岡県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
（４）支援決定の内容又はこれに付した条件、支援決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
２　前項の規定は、第 17 条の規定により交付すべき補助金の額の確定及び支給の決定があった後においても適用があるものとする。
３　北九州商工会議所は、第１項及び第２項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が支給されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（ＣＦサイトに掲載した内容の公表）
第 21 条　北九州商工会議所は、本事業に関連するＣＦサイトに掲載した内容（プロジェクト内容、目標調達額及び資金調達額等）について、補助対象者の同意を得ることなく、公表することができるものとする。

（個人情報保護に関する取扱い）
第 22 条　北九州商工会議所は、申請者に関して得た情報については、個人情報保護方針に従って取り扱うものとする。

（その他必要な事項）
第 23 条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関するその他の必要な事項は、北九州商工会議所が別に定める。

附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。